



2026年3月25日

各 位

会 社 名 株式会社ニチダイ
代表者名 代表取締役社長執行役員 伊藤 直紀
(コード：6467、東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員経営管理本部長 酒井 学
電話番号 0774-62-3481

指名・報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として、任意の「指名・報酬委員会」を設置することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 設置の目的

取締役の指名や報酬に関する決定プロセスにおいて、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することにより、透明性および客観性を高め、コーポレートガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的としております。

2. 委員会の役割

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に基づき、以下の事項を審議し、答申致します。

- (1) 取締役(監査等委員を除く)、執行役員の選任・解任を決議する為に必要な基本方針および手続等の制定、変更、廃止
- (2) 取締役(監査等委員を除く)の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- (3) 取締役(監査等委員を除く)の個別報酬を決議するために必要な基本方針および手続等の制定、変更、廃止
- (4) 取締役(監査等委員を除く)の報酬等に関する事項
- (5) 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項
- (6) 取締役(監査等委員)の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項
- (7) その他、取締役(監査等委員を除く)および執行役員の選任、解任、報酬等に関して指名・報酬委員会が必要と認めた事項

3. 委員会の構成

指名・報酬委員会は、取締役会で選定された独立社外取締役を含む委員3名以上で構成いたします。委員長は指名・報酬委員会の決議によって選定いたします。

4. 設置日 2026年4月1日

以上